

# 2026年度 全日電工連福利厚生制度 業務災害補償制度 ご案内

## 業務災害補償制度

### 労災リスクに備える制度です

業務上および通勤時の偶然な事故によりケガなどを被った場合に保険金を支払います。

政府労災の上乗せはもちろん、  
政府労災に加入できない個人事業主・一人親方にもおすすめです！

### 通勤時を含み、全ての業務中の事故が対象です

- ①作業中に感電して亡くなりました。
- ②地震によって転落して亡くなりました。
- ③プライベートでゴルフ中、  
転倒してケガをして入院した。



※役員・個人事業主・家族従事者コースの「充実プラン」「基本プラン」のみ

# 補償ラインナップ

3つのプランから必要な補償をお選びいただけます。

	死亡・ 後遺障害	入院（日額）	通院（日額）
充実プラン	○ (500万～4,000万円※)	○ (2,500～20,000円)	○ (1,000～8,000円)
基本プラン	○ (500万～4,000万円※)	○ (2,500～20,000円)	×
限定プラン	○ (500万～4,000万円※)	×	×

※後遺障害は1級の場合の保険金額です。  
障害の程度に応じて保険金をお支払いします。

## 〈労災事故〉 高額事故例

脚立から誤って転落し、頭部を強打。  
脳挫傷などによって後遺障害を負った。



支払保険金額：2,330万円

高圧絶縁電線張替工事において、  
充電電器に誤って触れ感電し死亡した。



支払保険金額：1,000万円

**労働災害に対して十分な防止対策を行っていても、  
労災事故が発生するリスクがあります。**

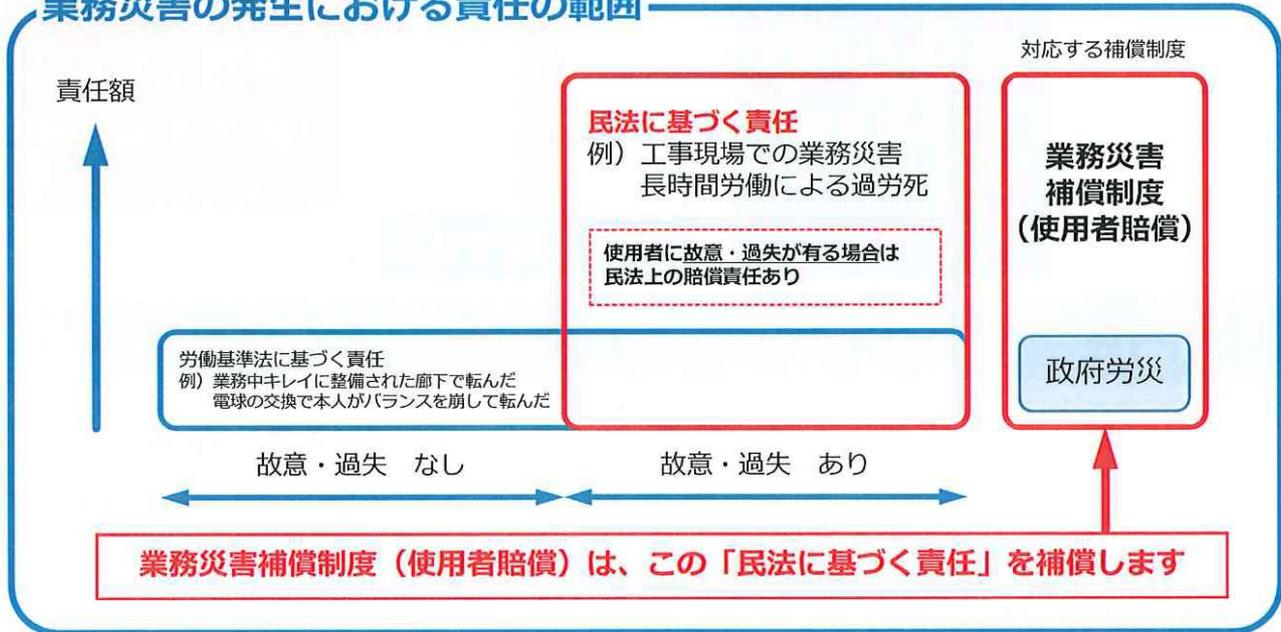
※これらは事例であり、実際の事故によってお支払保険金額は異なります。

# 従業員・遺族からの高額訴訟への備え

## 使用者賠償責任補償特約（従業員・下請負人コース）

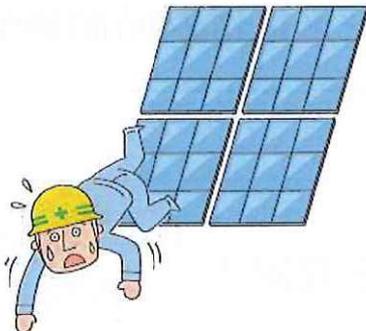
万一の労災事故により、被災した従業員・遺族から組合員の『使用者責任』が問われ、高額な賠償金が発生した場合、最高3億円まで補償します。

### 業務災害の発生における責任の範囲



## 〈使用者賠償〉 高額賠償事故例

太陽光パネルの設置中に足を滑らせて  
2階屋根から転落、2日後に死亡。



**支払保険金額：7,250万円**

4階から落下した配管片が従業員の  
頭部を直撃し、重度の後遺障害が残った。



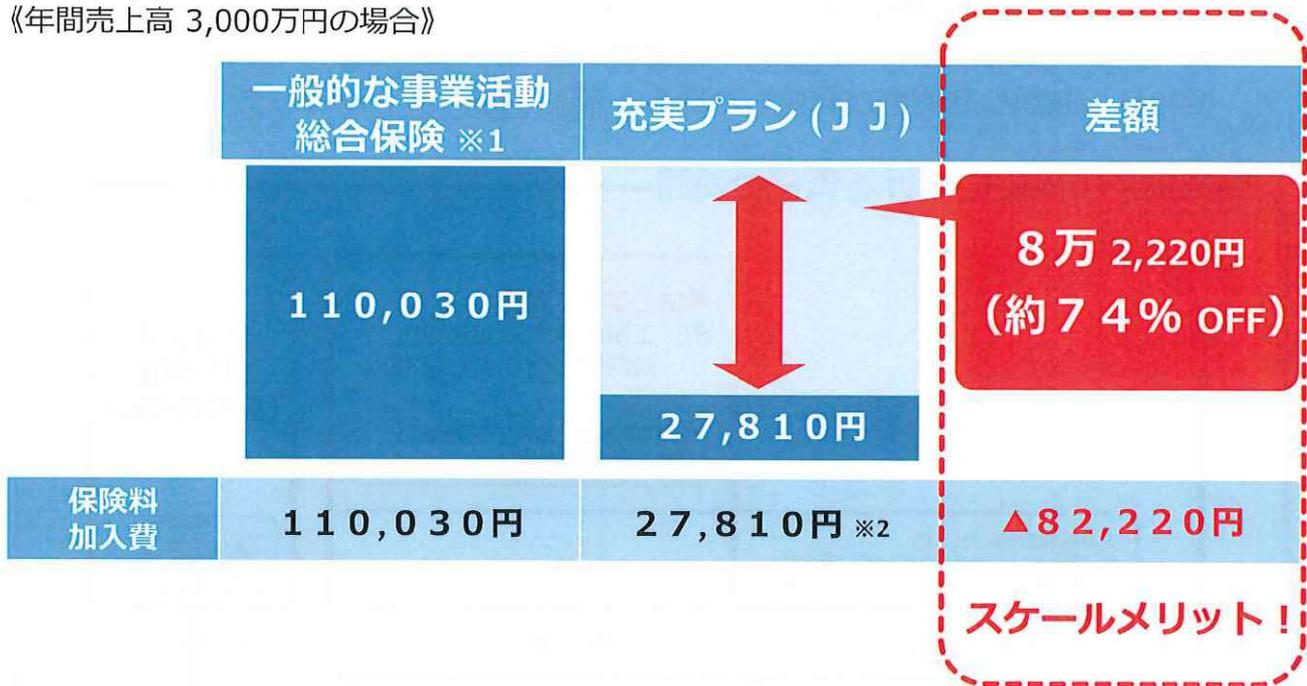
**支払保険金額：6,000万円**

**使用者の安全配慮義務違反によって、  
巨額の賠償金が発生する場合があります。**

※これらは事例であり、実際の事故によってお支払保険金額は異なります。

# スケールメリットを活かした保険料

《年間売上高 3,000万円の場合》



※1 「一般的な事業活動総合保険」は、損害保険ジャパン株式会社の事業活動総合保険を指します。

※2 業務災害補償制度は従業員・下請負人コース（充実プランJJ：3口）です。加入費には運営費が含まれており、保険料が25,170円、運営費が2,640円となります。

## 業務災害補償のメリット

### 役員・従業員さまのメリット

- ① 通勤時を含む、すべての業務中の事故を補償！
- ② 役員・個人事業主・家族従事者コースには24時間補償も！

### 組合員さま（会社）のメリット

- ① 経営事項審査の「加点評価基準」を充足！
- ② 政府労災保険の認定を待たずに保険金をお支払い！
- ③ 労災事故による使用者（企業）責任も補償可能！

**15点**  
加点されます

※①は2024年6月時点

※①③は「従業員・下請負人コース」の場合

# 業務災害補償のメリット

## 〈疾病入院医療費用補償特約〉

従業員の病気に備えるオプションです。

- 従業員が病気で入院した時に「**自己負担となる費用**」を幅広く補償します！
- 福利厚生が充実！**従業員の採用・定着**に活用いただけます！
- **健康状態の告知が不要**！  
簡便にご加入いただけます！
- **既往症がある従業員**もご加入いただけます！

# 業務災害補償のメリット

## 〈疾病入院医療費用補償特約〉

従業員の病気に備えるオプションです。

- 従業員が病気で入院した時に「**自己負担となる費用**」を幅広く補償！



# 業務災害補償のメリット

## 〈雇用慣行賠償責任補償特約〉

「不当行為」に起因する賠償責任に備えるオプションです。

- 以下の「不当行為」に起因して、組合員さま（会社、役員、従業員）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

【保険金額(保険期間中限度額)】 1,000万円 or 3,000万円			
【免責金額】 10万円（1請求につき）			
【不当行為（保険金のお支払い対象事由）】			
<b>雇用上の差別</b> 人種、宗教、年齢、婚姻の有無、出産、妊娠、その他類似の要因による不利な、または差別した雇用行為	<b>セクシャルハラスメント</b> 一方的な性的接近、性的要求、性的行為が雇用条件の判断となること、不快な労働環境を創出すること。	<b>不当解雇</b> 妥当性に欠ける解雇行為や不当に退職を強要すること。ただし、この保険の対象となるのは、実際に退職した場合に限ります。	<b>パワーハラスメント</b> 職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を利用して、精神的苦痛を与えること、職場環境を悪化させること。
<b>ケアハラスメント</b> 雇用する労働者に対する介護休業その他の家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度又は措置の利用に関する言動により、労働者の就業環境を害すること。	<b>マタニティハラスメント</b> 女性労働者が妊娠・出産・労働基準法第65条の規定による休業を請求または休業をしたこと・その他の妊娠または出産に関する事由において労働者の就業環境を害すること等	<b>モラルハラスメント</b> 他雇用者に対して人格権を侵害する言動を行う・集団で継続して精神的苦痛を与えることについて、容認・黙認もしくは防止のための十分な措置を講じないこと。	
※各種ハラスメントについて、ハラスメントを行った被保険者個人（＝加害者本人）に対する損害賠償請求は、お支払いの対象外となります。企業や加害者の管理職等に対する損害賠償請求はお支払い対象です。			

# 業務災害補償のメリット

## 〈雇用慣行賠償責任補償特約〉

【お支払いする保険金の種類】		
<b>法律上の損害賠償金</b> 被保険者が「保険金のお支払い対象事由」（前頁）に起因して被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。	<b>争訟費用</b> 被保険者に対する損害賠償責任に関する争訟（訴訟、仲裁、調停、和解等をいいます。）によって被保険者が実際に支出した費用で、妥当かつ必要と認められるものをいいます。	<b>損害防止軽減費用・緊急措置費用</b> 保険事故のために支出する緊急措置に要する費用、および緊急的に支出する費用で、当会社の同意を得て支出した費用
<b>協力費用</b> 当社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当会社の求めに応じて協力するために支出する費用	<b>弁護士相談費用</b> 事故が発生するおそれがある場合に、被保険者が弁護士相談をする費用（あらかじめ当社の書面による同意が必要です。） 期間中限度額：保険金額の1%限度	<b>研修費用</b> 保険事故発生後の事業者の「職場環境安全配慮義務」の一環としての外部講習費用 期間中限度額：1,000万円限度
<b>信頼回復費用</b> 事故が発生し、損害賠償請求がなされた場合に要したコンサルティング費用や広告費用、マスコミ対応費用 期間中限度額：保険金額限度		

### Point 1 使用者賠償責任補償（標準付帯）との違い

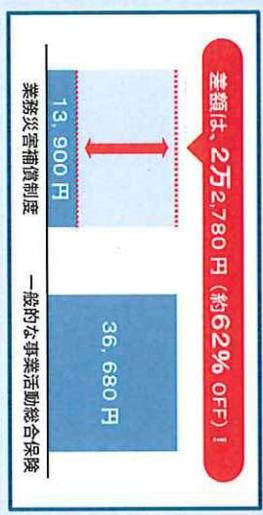
- ・パワーハラ、セクハラを起因として**傷害や精神疾患に至り、被保険者に賠償責任が発生した場合**、業務災害補償制度に付帯されている**使用者賠償特約の対象**となります。（政府労災へ給付請求し、給付・不支給の決定を受けることがお支払い条件となります。）
- ・一方、パワーハラ、セクハラを起因として**傷害や精神疾患に至らないものの、被用者から精神的慰謝料の請求**があり、被保険者に賠償責任が発生した場合、**本特約（雇用慣行賠償責任補償特約）で対象**となります。

## 全日電工連 業務災害補償制度のご紹介

業務災害補償制度は、全日電工連が提供する組合員の皆さまのための福利厚生制度です。  
ご加入いただいている多くの組合員様の規模を活かした、**メリットのある保険料**をご紹介します。

### 《年間売上高 1,000万円の場合》

保険料 (加入費)	
業務災害補償制度	13,900 円 ※2
損保ジャパンの一般的な 事業活動総合保険 ※1	36,680 円
差額	▲22,780 円



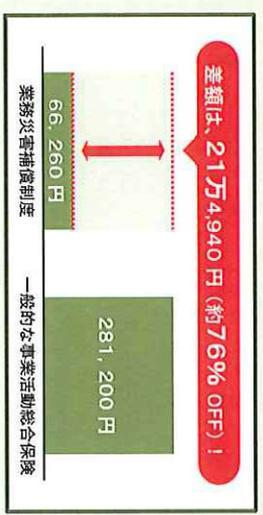
### 《年間売上高 5,000万円の場合》

保険料 (加入費)	
業務災害補償制度	41,710 円 ※2
損保ジャパンの一般的な 事業活動総合保険 ※1	159,460 円
差額	▲117,750 円



### 《年間売上高 1億円の場合》

保険料 (加入費)	
業務災害補償制度	66,260 円 ※2
損保ジャパンの一般的な 事業活動総合保険 ※1	281,200 円
差額	▲214,940 円



※1 「損保ジャパンの一般的な事業活動総合保険」は、事業活動総合保険「ビジネスマスター・プラス(傷害・火災)」を指します。  
 ※2 業務災害補償制度の年間加入費には、運送費が含まれています。年間売上高1,000万円の保険料は12,580円、運送費は1,320円となり、年間売上高5,000万円の保険料は37,750円、運送費は3,960円となり、年間売上高1億円の保険料は59,660円、運送費は6,000円となります。  
 ◇ 保険条件・保険料は2025年4月1日始期のもので、保険条件は、運送をご確認ください。  
 ◇ 「業務災害補償制度」は、全日電工連事業工業組合連合会の会員である各都道府県電工工事(業)工業組合に所属する組合員にご加入いただけます。詳細に関してはパンフレットをご覧ください。  
 ◇ このチラシは、概要を説明したものです。詳細に関してはパンフレットをご覧ください。

### 《業務災害補償制度 保険条件》

業務災害補償制度	損保ジャパンの一般的な事業活動総合保険
元来プラン(1) 3口 死亡保険金 1,500万円 後遺障害保険金 14級まで 入念保険金(日額) 7,500円 通院保険金(日額) 3,000円 使用済賠償保険金 300円	・使用者賠償責任補償特約 ・天災急災賠償特約 ・心疾患等補償特約 ・人身賠償保険金および手術補償保険金(日額) 1,000円 使用済賠償保険金 300円
死亡保険金 1,500万円 後遺障害保険金 14級まで 入念保険金(日額) 7,500円 通院保険金(日額) 3,000円 使用済賠償保険金 300円	・使用者賠償責任補償特約 ・天災急災賠償特約 ・心疾患等補償特約 ・人身賠償保険金および手術補償保険金(日額) 1,000円 使用済賠償保険金 300円

「損保ジャパンの一般的な事業活動総合保険」は、業務災害補償制度と同水準の補償内容で構成していますが、業務災害補償制度は、全日電工連の制度であるため、完全に同一とはなっていません。ご不明な点は東芝保険サービスまでご連絡ください。  
 ◇ 業務災害補償制度：事業活動総合保険

### 《業務災害補償制度で補償される主な事故》

急激かつ偶然な事故によってケガをされた場合、または業務上の症状※3を発症された場合に保険金をお支払いします。  
 ※3 ①風邪かつ外来によるもの。②労働現場に起因するもの。③その原因の発生が明瞭および増進的に確認できるもの。(具体的には熱中症、しもやけなど。)

- 地震によって転落して 亡くなりました。
- 炎天下での作業中、熱中症にかかり入院した。  
\* 限定プランは対象外。
- 作業中に感電して 亡くなりました。
- 通勤中に交通事故にあい、亡くなりました。

### 《東芝保険サービス担当窓口一覧》

所属工組	東芝保険サービス担当窓口	住所	電話	FAX
北海道	北海道駐在	〒063-0814 北海道札幌市西区琴似四条2-1-2	011-624-1098	011-615-2102
東北ブロック (新潟を除きます。)	東日本支店 JRE仙台本町サテライトビル3F	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町2-1-29	022-264-7346	022-267-1036
関東ブロック 新潟・静岡・長野	開発営業グループ	〒212-8585 神奈川県川崎市幸区堀川町72-34 ラウンジ川崎東芝ビル2F	044-578-1027	044-544-1040
中部ブロック(静岡・長野を除きます。)	中部支店	〒450-6630 愛知県名古屋市中村区名駅1-1-3 JRグランドタワー	052-528-1391	050-3204-8175
北陸ブロック (石川・福井・富山)	北陸駐在	〒923-1296 石川県能登郡川北町字山田先出26-2 (株)ジャパンビュティクスレイ石川工場内	076-217-3253	076-217-2349
関西ブロック・島取 四国ブロック (愛媛を除きます。)	西日本支店	〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町4-2-12 野村不動産御堂本町ビル	06-4967-3680	050-3204-8176
中国ブロック (鳥取を除きます。)	中国四国駐在	〒730-0017 広島県広島市中区鞆町7-18 東芝フコク生命ビル6F	082-212-3683	082-212-3689
九州ブロック	九州支店	〒810-0072 福岡県福岡市中央区長浜2-4-1 東芝福岡ビル	092-725-3492	050-3204-8110

**取扱幹事代理店** 株式会社 東芝保険サービス株式会社  
 コーポレート推進グループ  
 〒212-8585 神奈川県川崎市幸区堀川町72-34 ラウンジ川崎東芝ビル2階  
 TEL03-050-02141 (通話料無料)  
 受付時間/平日 午前9時～午後5時 (弊社指定休業日を除きます。)

**取扱代理店** 株式会社 全日電工連総合サービス  
 〒105-0014 東京都港区芝2-9-11 全日電工連会館1F  
 TEL03-5332-5867  
 受付時間/平日 午前9時～午後5時

**引受保険会社** 損害保険ジャパン株式会社  
 企業営業第四部 営業開発課  
 〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10  
 TEL03-3231-3379  
 受付時間/平日 午前9時～午後5時

SJ25-08287 26A-947Z 2025年10月8日作成(使用期限:2027年4月1日)